

羽保高第 1857 号  
平成26年 8月27日

市内指定居宅介護支援事業者  
代 表 者 様

羽曳野市保健福祉部保険健康室  
高年介護課長

通所介護事業所におけるフェイシャルマッサージ等の取扱いについて（通知）

平素は、本市の保健福祉、介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、通所介護事業所におけるフェイシャルマッサージ、ハンドマッサージ、ネイルアート等の取扱いについて、大阪府に確認しましたところ「通所介護におけるフェイシャルマッサージやハンドマッサージ、ネイルアート、アロマセラピー等について、通所介護のサービス内容としては想定されない内容であるため、サービス提供時間から差し引いた時間で算定するものとする（散髪と同様の取扱い）」との見解が示されましたので、事業所内で周知を図っていただくとともに、当該サービスを受けている利用者については、当該サービスの所要時間を差し引いた時間での給付管理をお願いいたします。

お問い合わせ

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課  
事業者支援担当

TEL 072 - 958 - 1111 内線 1390

FAX 072 - 950 - 2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.lg.jp